

○ 特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準

平成23年4月1日から適用

第1 趣旨

この審査基準は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）第5条の規定に基づき、申請により求められた徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号。以下「条例」という。）第62条に規定する特定事業の許可をするかどうかを、判断するために必要な事項を定めるものとする。

第2 一般基準

次の各号に適合し、特定事業が適正かつ確実に行われるものであること。また、生活環境の保全や周辺の住民の生活の安全に配慮されたものであると認められること。

I 事業計画の確実性・妥当性

1 計画内容の具体性

特定事業に関する事業計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、申請に係る特定事業を遅滞なく行うと認められること。

2 特定事業の施工に対する同意

特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る土地について、施工の妨げとなる権利を有する者全員の事業の施工に対する同意を得ているか又は得ることが確実であること。

3 関係法令等の許認可等

特定事業の施工に当たり、関係する法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等を受けているか、又は受けることが確実であること。

4 申請者の信用及び資力

- (1) 申請者が、事業の経歴、法人の登記事項証明書・定款等により特定事業ができると認められること。
- (2) 申請者が、残高証明、融資証明等により、特定事業に関する事業を行うのに必要な資金力を有していると認められること。
- (3) 資金の調達が自己資金、借入金以外の方法で行われる場合にあつては、用地費及び防災施設等土砂等の埋立て等を行うまでに必要な準備経費と同程度の金額について、資金の証明がなされていること。

5 計画の期間

特定事業に関する事業計画が大規模であり、長期にわたるものについては、全体計画との関連を明らかにした上で、最長3年以内の許可申請であること。

II 周辺の生活環境の保全、住民の生活の安全への配慮

1 公共施設・店舗等不特定多数の住民が利用する施設や住宅等の近接地で特定事業を行う場合には、土砂等の埋立て等の施工及び運搬車両の通行に伴う生活環境への支障（騒音、振動、粉じん等）に配慮し、必要な措置が講じられていること。

2 特定事業場内で、休日・夜間等における事故を防止するための措置が必要に応じて講じられていること。

3 特定事業区域及び特定事業に供する施設が、他人の土地との境界に接する場合には、必要に応じて隣接地及びその境界を保全するための措置が講じられていること。

第3 条例第65条関係

次の各号に全て適合していると認められること。

I 条例第65条第1項（特定事業）

- 1 特定事業を施工する事務所が設置されること。
ただし、特定事業場内又は同一市町村内（平成15年度末における市町村の単位）に既に設置されている事務所が施工を管理する事務所として利用される場合は、この限りでない。
- 2 特定事業区域内の表土が土壌基準（別記1）に適合する土砂等であること。
ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合（別記2）はこの限りでない。
- 3 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして定める第4「構造上の基準」に適合するものであること。
ただし、別記3に掲げる行為については構造上の基準を適用しない。
- 4 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
- 5 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
ただし、別記3に掲げる行為については構造上の基準を適用しない。
- 6 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 条例第60条第2項若しくは第3項又は条例第76条第2項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者・・・①
 - (2) 条例第76条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る徳島県行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。⑬において同じ。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）。
ただし、申請者が条例第76条第1項第7号の規定に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。・・・②
 - (3) 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として次に掲げる者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者・・・③
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者・・・④
 - ハ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者・・・⑤
 - ニ 土砂等の埋立て等を行うに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定（投棄禁止）に違反し、同法の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者・・・⑥

- ホ 第61条第2項又は第77条第1項若しくは第2項の規定により命令を受け、必要な措置完了していない者・・・⑦
 - へ 第76条第1項の規定により特定事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者・・・⑧
 - ト 土砂等の埋立て等に関係する法令等の規定に基づく行政庁の命令に違反している者（ただし、①、⑦及び⑧を除く。）・・・⑨
 - チ 土砂等の埋立て等に関係する法令等に係る違反を繰り返す、行政庁の行政指導が累積しており、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる状態のまま放置している者・・・⑩
 - リ その他特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる①から⑩と同程度以上の理由がある者・・・⑪
 - ヌ 未成年者である場合においては、その法定代理人が①から⑩までのいずれかに該当する者・・・⑫
 - ル 法人である場合においては、その役員又は使用人のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの・・・⑬
 - ヲ 個人である場合においては、使用人のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの・・・⑭
 - ワ 申請者を除く次に掲げる者のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの
 - a 申請者と会社法（平成17年法律第86号）上の親会社又は子会社の関係にある法人
 - b 申請者（法人にあってはその代表者）が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体であると認められる場合に限る。）
 - c 申請者（法人にあってはその代表者）の配偶者若しくは二親等内の親族又はこれらの者が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体であると認められる場合に限る。）
- 注1 ⑥は、平成17年10月1日以降に行われた許可の取り消しについて適用し、⑨又は⑩は、特定事業の許可申請時の状態が⑨又は⑩の状態にある場合に適用する。
- 注2 ⑬及び⑭の使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
- a 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - b aに掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

II 条例第65条第2項（一時堆積事業）

- 1 特定事業を施工する事務所が設置されること。
ただし、特定事業場内又は同一市町村内（平成15年度末における市町村の単位）に既に設置されている事務所が施工を管理する事務所として利用される場合は、この限りでない。
- 2 特定事業区域内の表土が土壌基準（別記1）に適合する土砂等であること（特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造が当該特定事業による土壌の汚染を防止するものであること）。
ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合（別記2）はこの限りでない。
- 3 特定事業場の構造が、当該特定事業区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして定める第4「構造上の基準」に適合するものであること。ただし、別記3に掲げる行為については構造上の基準を適用しない。
- 4 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
- 5 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。
- 6 申請者が第3のIの6の（1）から（3）までのいずれにも該当しないこと。

第4 構造上の基準（規則第40条 別表第8）

特定事業場の構造は、次の各号に適合するものであり、別に定める技術基準に準拠したものであること。

I 特定事業

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層又は軟弱地盤のある層があるときは、その地盤にすべり又は沈下が生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）及びのり面の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ		のり面の勾配
1 砂、礫、砂礫、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	(2) その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
2 その他		安全計算を行い、安全が確保される高さ		安全計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する

措置が講じられていること。

- 8 特定事業区域（のり面を除く。）は，利用目的が明確である部分を除き，芝張り，植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

Ⅱ 一時堆積事業

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に，次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等のたい積の高さが3メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面の勾配は，垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

別記 1

土壌基準（規則別表第5（第35条，第39条，第44条，第48条関係））

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐 ^{りん}	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素 ^び	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1.2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1.1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1.2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1.1.1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1.1.2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1.3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2, 67.3又は67.4に定める方法
弗素 ^ふ	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c）（注 ⁶ ）第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1, 47.3又は47.4に定める方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌基準告示」という。）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE.P.Nをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

別記2

表土について土壌検査をする必要がない場合

- 1 採石法に基づく認可を受けた採取計画に従って採取を行った採石跡地で土砂等の埋立て等を行う場合で、地盤が岩盤である場合の表土の土壌検査
- 2 砂利採取法に基づく認可を受けた採取計画に従って採取を行った採取跡地である場合の表土の土壌検査
- 3 特定事業区域の表土がコンクリート等で被覆されている場合の表土の土壌検査
- 4 その他知事が表土について土壌検査をする必要がないと認めた場合

別記3

構造上の基準に係る適用除外（別表第7（第39条、第41条関係））

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定に基づき許可を要する行為
- 2 土地改良法の規定に基づく土地改良事業
- 3 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による許可を要する行為
- 4 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を要する行為
- 5 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項及び第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為
- 6 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 8 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 9 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 11 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 12 河川法（昭和39年法律第167号）第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第55条第1項及び第57条第1項の規定による許可を要する行為
- 13 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可並びに同法第59条第4項の規定による認可を要する行為
- 14 都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 15 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 16 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第5条第1項の規定による許可を要する行為